

美郷町建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

この標準は、美郷町建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱に規定する入札参加資格として定めるべき要件に関し必要な事項を定める。

第1章 測量業務

1 参加要件

測量業務について、設計価格に応じて発注業務を表1-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表1-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表 (表1-1)

業務区分	業務内容
業務①	一般的な測量業務で設計価格が3百万以上7百万未満のもの
業務②	〃 設計価格が7百万以上のもの
業務③	空中写真測量等特殊な技術を要する測量業務

注1) 一般的な測量業務とは、基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量及び用地測量並びにこれらに類する業務をいう。

注2) 特殊な技術を要する測量業務とは、空中写真測量及び数値地形測量並びにこれらに類する業務をいう。

(2) 標準要件 (表1-2)

要件		業務区分		
		業務①	業務②	業務③
地域	地域要件	美郷町内又は大仙市内に営業所		秋田県内に本店又は営業所
実績	会社	(必要に応じて)同種類似業務の実績		同種類似業務の実績
	管理技術者	(必要に応じて)同種類似業務の実績		同種類似業務の実績
資格	管理技術者	測量士		
	担当技術者	測量士1名及び測量士又は測量士補1名		
技術者保有数 (測量士及び測量士補の数)		B	A	—
		A: 測量士が4人以上かつ測量士及び測量士補の合計が6人以上 B: 測量士が2人以上かつ測量士及び測量士補の合計が3人以上		
その他要件		—		当該業務に必要な事項

注1) 技術者保有数とは会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士及び測量士補の総数とし、健康保険被保険者証の写し等により雇用関係を確認するものとする。

注2) 業務①、②において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件又は技術者保有数要件を拡大するものとする。

注3) 同種類似業務の実績は、地方公共団体又は国から受注した業務とし、実績地域を指定することができるものとする。

注4) 営業所とは、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の2に規定する営業所をいい、業務③において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、

地域要件を拡大するものとする。

注5) 当該業務に必要な事項としては、地籍調査業務において地籍調査管理技術者若しくは地籍主任調査員又はその両方を有することを指定できるものとする。

第2章 土木関係建設コンサルタント業務

1 参加要件

土木関係建設コンサルタント業務

(1) 業務区分表 (表2-1)

業務区分	業務内容
業務①	設計価格が3百万以上5百万未満のもの
業務②	設計価格が5百万以上のもので一般的な設計業務
業務③	高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務

注1) 高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務とは、以下に該当する業務をいう。

- ①技術経費率が30%以上の高度な技術力を必要とする業務
- ②上下水道設計業務
- ③橋梁設計業務
- ④都市計画・地域計画等の調査計画業務
- ⑤その他特殊な設計業務

注2) 一般的な設計業務とは業務①及び業務③以外のものをいう。

(2) 標準要件 (表2-2)

要件		業務区分		
		業務①	業務②	業務③
地域	地域要件	美郷町内又は大仙市内に営業所		秋田県内に本店又は営業所
実績	会社	—	(必要に応じて)同種類業務の実績	同種類業務の実績
	管理技術者	—	(必要に応じて)同種類業務の実績	同種類業務の実績
資格	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (同等含む) ・RCCM (合格者を含む) (全て部門は問わない) ・農業土木技術管理士 		・技術士 (部門指定)
	照査技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (同等含む) ・RCCM (合格者を含む) (全て部門は問わない) ・農業土木技術管理士 		<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(部門指定) ・RCCM (部門指定)

注1) 業務①、②において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、

地域要件又は技術者保有数要件を拡大するものとする。

注2) 同種類似業務の実績は、地方公共団体又は国から受注した業務とし、実績地域を指定することができるものとする。

第3章 建築関係建設コンサルタント

1 参加要件

建築関係建設コンサルタント業務について、設計価格に応じて発注業務を表3-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表3-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表 (表3-1)

業務区分	業務内容
業務①	設計価格が3百万円以上5百万円未満のもの
業務②	設計価格が5百万円以上1千万円未満のもの
業務③	設計額が1千万円以上のもの、若しくは高度な又は専門的な技術力を必要とする業務

(2) 標準要件 (表3-2)

要件		業務区分		
		業務①	業務②	業務③
地域	地域要件	美郷町内又は大仙市内及び仙北市内に営業所	秋田県内に本店又は営業所	
実績	会社	—	(必要に応じて)同種類似業務の実績	同種類似業務の実績
	管理技術者		(必要に応じて)同種類似業務の実績	同種類似業務の実績
資格	管理技術者	一級建築士		
	主任技術者	—	一級建築士等	
	担当技術者	(必要に応じて)一級建築士等	一級建築士等	
技術者保有数		C	B	A
		A：一級建築士が2人以上かつ一級建築士及び二級建築士の合計が4人以上 B：一級建築士が1人以上かつ一級建築士及び二級建築士の合計が2人以上 C：一級建築士が1人以上		
その他要件		—		当該業務に必要な事項

注1) 一級建築士等とは、一級建築士又は構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士で5年以上の実務経験を有する者をいい、発注する設計内容によって適当な資格者を求めるものとする。

注2) 業務①②において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件又は技術者保有数要件を拡大するものとする。

注3) 業務③における地域要件については、県内に本店を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、県南に営業所、東北管内に営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注4) 同種類似業務の実績は、地方公共団体又は国から受注した業務とし、実績地域を指定することができるものとする。

第4章 地質調査業務

1 参加要件

地質・土質調査業務共通仕様書（秋田県建設交通部、以下「地質仕様書」という。）を適用する地質調査業務については、業務内容に応じて発注業務を表4-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表4-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表4-1）

業務区分	業務内容
業務①A	設計額が3百万円以上の一般的な地質調査業務（総合解析とりまとめを含まない）
業務①B	〃（総合解析とりまとめを含む）
業務②	地すべり調査等特殊な技術を要する調査業務

(2) 標準要件（表4-2）

要件		業務区分		
		業務①A	業務①B	業務②
地域	地域要件	美郷町内又は大仙市内に営業所		秋田県内に本店
登録	登録要件	地質調査業者登録		地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務登録
実績	会社	—	(必要に応じて)同種類似業務の実績	同種類似業務の実績
	管理技術者		(必要に応じて)同種類似業務の実績	同種類似業務の実績
配置予定技術者の資格	管理技術者	・技術士(同等含む) ・RCCM ・地質調査技士 (全て部門指定)	・技術士(同等含む) ・RCCM (全て部門指定)	・技術士(同等含む) ・RCCM (全て部門指定)

注1) 地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務(「地質部門」若しくは「土質部門」又は当該調査に関連する部門)登録を有することを要件とする。「当該調査に関連する部門」とは、例として、調査後の工事が道路関連である場合は「道路部門」のことをいう。

注2) 業務②における地域要件については、県内に本店を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、県南に営業所、東北管内に営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注3) 同種類似業務の実績は、地方公共団体又は国から受注した業務とし、実績地域を指定することができるものとする。

第5章 補償コンサルタント業務

1 参加要件

補償コンサルタント業務については、業務内容に応じて発注業務を表5-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表5-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表(表5-1)

業務区分	業務内容
業務①	設計金額が3百万円以上5百万円未満のもの
業務②	設計金額が5百万円以上のもの

(2) 標準要件(表5-2)

要件		業務区分	
		業務①	業務②
地域	地域要件	美郷町内又は大仙市内に営業所	秋田県内に本店
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・土地調査部門 ・土地評価部門 ・物件部門 ・機械工作部門 ・営業補償、特殊補償部門 ・事業損失部門 ・補償関連部門 ・総合保証部門 	
実績	会社・技術者	—	同種類似業務の実績
配置予定技術者の資格	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・(対象となる部門の)補償業務管理者、補償業務管理士 ・(総合補償部門)総合補償士 	

注1) 複数の部門を含む業務にあつては、対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。

注2) 業務②における地域要件については、県内に本店を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、県南に営業所、東北管内に営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注3) 同種類似業務の実績は、地方公共団体又は国から受注した業務とし、実績地域を指

定することができるものとする。

注4) 複数部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有するものとする。